主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、違憲をいうが、その実質は、原審の裁量に属する本件保証金額の算定を 非難するに帰し、単なる訴訟法違反の主張を出でないものであつて、民訴四〇九条 の二第二項特別上告の適法な理由に当らない。(原審の認定した事実関係の下にお いては本件保証金額の算定が、原審の裁量権を逸脱した違法のものとは認められな い。)

よつて、同四〇九条ノ三、四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致 で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎